

成田市地域防災計画新旧対照表【共通編】

現行	改正案
<p>第1章 総 則</p> <p>第2節 計画の基本的な考え方</p> <p>4 個別対策の推進</p> <p>(4) 男女共同参画の視点の推進</p> <p>東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。そのため、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対応を促進するため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取入れた防災体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第2節 計画の基本的な考え方</p> <p>4 個別対策の推進</p> <p>(4) 男女共同参画の視点の推進</p> <p>東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。そのため、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対応を促進するため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取入れた防災体制の確立を図る。</p> <p><u>また、LGBT（性的少数者）である被災者が、避難所生活において、不便さやストレスを感じないための配慮や対策についても、併せて検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(16) 北関東防衛局</u></p> <p><u>ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する</u></p>

現行	改正案
<p>6 指定地方公共機関 <u>(新設)</u></p> <p><u>(7)</u> 千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送、（株）ベイエフエム （略）</p> <p><u>(8)</u> （一社）千葉県トラック協会、（一社）千葉県バス協会 （略）</p> <p>7 公共的団体 <u>(新設)</u></p> <p><u>(8)</u> 病院等医療施設 （略）</p> <p><u>(9)</u> 学校法人</p>	<p><u>こと。</u></p> <p><u>イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>6 指定地方公共機関 <u>(7) (公社) 千葉県看護協会</u></p> <p><u>ア 医療救護活動に関すること。</u></p> <p><u>イ 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(8)</u> 千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送、（株）ベイエフエム （略）</p> <p><u>(9)</u> （一社）千葉県トラック協会、（一社）千葉県バス協会 （略）</p> <p>7 公共的団体 <u>(8) 成田商工会議所、成田市東商工会</u></p> <p><u>ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力。</u></p> <p><u>イ 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あつせん。</u></p> <p><u>ウ 融資希望者のとりまとめ、あつせん等の協力。</u></p> <p><u>エ 災害時における物価安定への協力。</u></p> <p><u>(9) 病院等医療施設</u> （略）</p> <p><u>(10) 学校法人</u></p>

現行							改正案						
(略)							(略)						
<u>(10)</u> 金融機関							<u>(11)</u> 金融機関						
(略)							(略)						
<u>(11)</u> 社会福祉施設							<u>(12)</u> 社会福祉施設						
(略)							(略)						
<u>(12)</u> 危険物取扱施設等の管理者							<u>(13)</u> 危険物取扱施設等の管理者						
(略)							(略)						
第4節 成田市の地勢概要							第4節 成田市の地勢概要						
1 自然環境							1 自然環境						
(4) 市内を流れる主な河川							(4) 市内を流れる主な河川						
(略)							(略)						
■市内を流れる主な河川							■市内を流れる主な河川						
河川名		管理延長 (km)	河川全体 流域面 (km ²)	水源地	流末地	堤防 敷 (千 m ²)	河川名		管理延長 (km)	河川全体 流域面 ^種 (km ²)	水源地	流末地	堤防 敷 (千 m ²)
一級河川	利根川	9.4	16,840	群馬県 みなかみ町大水上山	銚子市 (太平洋流出点)	-	一級河川	利根川	9.4	16,840	群馬県 みなかみ町大水上山	銚子市 (太平洋流出点)	-
	根木名川	16.2	86.8	富里市 根木名	成田市新川 (利根川合流点)	1,091		根木名川	16.2	86.8	富里市 根木名	成田市新川 (利根川合流点)	1,091

現行							改正案						
派川根木名川	3.3	33.1	成田市荒海	成田市滑川 (利根川合流点)	231		派川根木名川	3.3	33.1	成田市荒海	成田市滑川 (利根川合流点)	231	
大須賀川	2.2	63.2	成田市前林	香取市佐原口 (利根川合流点)	-		大須賀川	2.2	63.2	成田市前林	香取市佐原口 (利根川合流点)	-	
尾羽根川	3.5	27.2	成田市川上	成田市水掛 (派川根木名川合流点)	70		尾羽根川	3.5	27.2	成田市川上	成田市水掛 (派川根木名川合流点)	70	
荒海川	4.6	11.0	成田市十余三	成田市芦田 (根木名川合流点)	315		荒海川	4.6	11.0	成田市十余三	成田市芦田 (根木名川合流点)	315	
小橋川	4.8	10.4	成田市郷部	成田市新妻 (根木名川合流点)	226		小橋川	4.8	10.4	成田市郷部	成田市新妻 (根木名川合流点)	226	
取香川	4.9	25.3	成田市取香	成田市寺台 (根木名川合流点)	296		取香川	4.9	25.3	成田市取香	成田市寺台 (根木名川合流点)	296	
十日川	5.0	15.3	成田市長沼	成田市安西 (利根川合流点)	162		十日川	5.0	15.3	成田市長沼	成田市安西 (利根川合流点)	162	
派川十日川	1.7	-	成田市北羽鳥	成田市新川 (根木名川合流点)	51		派川十日川	1.7	-	成田市北羽鳥	成田市新川 (根木名川合流点)	51	
竜台川	1.9	6.3	栄町竜角寺	成田市竜台 (利根川合流点)	46		竜台川	1.9	6.3	栄町竜角寺	成田市竜台 (利根川合流点)	46	
二級河川	栗山川 (流域面積 292.3km ²)、木戸川 (同 24.29km ²)、境川 (同 27.9km ²)						二級河川	栗山川 (流域面積 292.3km ²)、木戸川 (同 24.29km ²)、境川 (同 27.9km ²)					

現行							改正案						
準用河川		松崎川（管理延長 0.8km）、米野川（同 1.1km）、上小橋川（同 0.1km）、江川（同 3.2km）、長津川（同 1.8km）、東和田川（同 0.4km）、浄向川（同 4.4km）、大須賀川（同 5.8km）、下田川（同 3.1km）、天昌寺川（同 3.0km）					準用河川		松崎川（管理延長 0.8km）、米野川（同 1.1km）、上小橋川（同 0.1km）、江川（同 3.2km）、長津川（同 1.8km）、東和田川（同 0.4km）、浄向川（同 4.4km）、大須賀川（同 5.8km）、下田川（同 3.1km）、天昌寺川（同 3.0km）				
(略)							(略)						
(6) 気象							(6) 気象						
(略)							(略)						
過去 10 年間の気温・湿度・降水量・風速（統計期間：2009～2018 年）							過去 10 年間の気温・湿度・降水量・風速（統計期間：2009～2018 年）						
区分年	気温(°C)			平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)	風速 (m/s)	区分年	気温(°C)			平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)	最大風速 (m/s)
	平均	最高	最低					平均	最高	最低			
平成 21	15.5	33.2	-2.6	72.1	1,535	31.5	平成 21	15.5	33.2	-2.6	72.1	1,535	31.5
22	15.6	36.3	-5.1	78.2	1,733	26.3	22	15.6	36.3	-5.1	78.2	1,733	26.3
23	15.3	36.2	-5.6	74.8	1,338	25.4	23	15.3	36.2	-5.6	74.8	1,338	25.4
24	14.7	35.1	-5.8	74.7	1,526	26.1	24	14.7	35.1	-5.8	74.7	1,526	26.1
25	14.8	36.9	-8.9	72	1,529.5	23.7	25	14.8	36.9	-8.9	72	1,529.5	23.7

現行							改正案						
26	14.	35.	-	73	1,447.5	17.5	26	14.	35.	-	73	1,447.5	17.5
	6	5	8.1					6	5	8.1			
27	15.	36.	-	75	1,327.0	17.0	27	15.	36.	-	75	1,327.0	17.0
	2	8	7.2					2	8	7.2			
28	15.	36.	-	76	1,596.0	27.8	28	15.	36.	-	76	1,596.0	27.8
	3	0	6.5					3	0	6.5			
29	14.	35.	-	74	1,405.5	21.6	29	14.	35.	-	74	1,405.5	21.6
	7	1	7.4					7	1	7.4			
30	15.	36.	-	76	1,295.0	19.2	30	15.	36.	-	76	1,295.0	19.2
	7	7	7.7					7	7	7.7			

(略)

3 災害履歴

■主な地震・津波災害

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

3 災害履歴

■主な地震・津波災害

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

現行									改正案								
4	(略)	4	(略)														
5	(略)	5	(略)														
6	(略)	6	(略)														
7	(略)	7	(略)														
8	(略)	8	(略)														
9	(略)	9	(略)														
10	(略)	10	(略)														
11	(略)	11	(略)														
12	(略)	12	(略)														
13	(略)	13	(略)														
14	(略)	14	(略)														

現行									改正案								
15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
19	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	19	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>20</u>	<u>2012.4.29</u> (平成 24 年)		千葉県北東部	<u>5.8</u>	<u>5 弱</u>			<u>震度 5 弱を観測したのは、旭市のみで、県内で被害は発生しなかった。</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>		<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>			<u>削除</u>
<u>21</u>	<u>2018.7.7</u> (平成 30 年)	<u>140.6</u> <u>35.1</u>	千葉県東方沖	<u>6.0</u>	<u>5 弱</u>			<u>被害なし</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>			<u>削除</u>
<u>22</u>	2019.5.25 (令和元年)	140.3 53.3	千葉県北東部	5.1	5 弱			県内で軽症者 1 名 (千葉市)	<u>20</u>	2019.5.25 (令和元年)	140.3 53.3	千葉県北東部	5.1	5 弱			県内で軽症者 1 名 (千葉市)
※県内における震度 5 弱以上を観測した地震、震度不明のものはマグニチュード 7.0 以上のものを記載 (略)									※県内における震度 5 弱以上を観測した <u>主な</u> 地震、震度不明のものはマグニチュード 7.0 以上のものを記載 (略)								

現行		改正案	
<p>第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 風水害等</p> <p>(2) 被害の特徴</p> <p>イ 土砂災害</p> <p>土砂災害の危険性の高い地域（土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域）における被害の特徴は以下に示すとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災意識の向上</p> <p>2 自主防災体制の強化</p> <p>(4) 避難所運営委員会の活動体制整備</p> <p>■平常時の防災活動内容及び災害時の災害応急活動内容</p>		<p>第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 風水害等</p> <p>(2) 被害の特徴</p> <p>イ 土砂災害</p> <p>土砂災害の危険性の高い地域（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）における被害の特徴は以下に示すとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災意識の向上</p> <p>2 自主防災体制の強化</p> <p>(4) 避難所運営委員会の活動体制整備</p> <p>■平常時の防災活動内容及び災害時の災害応急活動内容</p>	
平常時の防災活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の啓発、家庭内の安全対策等） ○ 災害危険度の把握（土砂災害危険箇所、地域の災害履歴、ハザードマップ等） ○ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練等） ○ 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検等） ○ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備等） 	平常時の防災活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の啓発、家庭内の安全対策等） ○ 災害危険度の把握（土砂災害危険箇所、地域の災害履歴、ハザードマップ等） ○ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練等） ○ 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検等） ○ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備等）

現行		改正案	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者対策(要配慮者の把握、支援方法の整理等) ○ 他団体と連携した訓練活動の実施(近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・事業者等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練等) ○ 地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及びハザードマップの作成 ○ 避難所運営マニュアルの作成 ○ 地区防災計画の策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者対策(要配慮者の把握、支援方法の整理等) ○ 他団体と連携した訓練活動の実施(近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・事業者等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練等) ○ 地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及びハザードマップの作成 ○ 避難所運営マニュアルの作成 ○ 地区防災計画の策定
災害時の災害応急活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集及び伝達(被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告など) ○ 出火防止及び初期消火の実施 ○ 救出救護の実施及び協力 ○ 避難(避難誘導、避難所の運営等)に関する協力 ○ 給食・給水(避難所での食料や飲料水・救援物資の配分)に関する協力 	災害時の災害応急活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集及び伝達(被害の状況、ライフラインの状況、避難指示など) ○ 出火防止及び初期消火の実施 ○ 救出救護の実施及び協力 ○ 避難(避難誘導、避難所の運営等)に関する協力 ○ 給食・給水(避難所での食料や飲料水・救援物資の配分)に関する協力
(略)		(略)	
<p>第2節 地盤災害の予防</p> <p>1 土砂災害の防止</p> <p>災害発生時には、危険箇所や住宅造成地等で土砂災害が発生するおそれがある。市には、丘陵地の斜面など崩壊の危険性のある箇所が点在し、また、丘陵部では山腹崩壊のリスクもある。</p> <p>崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、被害が発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、危険箇所等の把握に努めるほか、急傾斜地及び崖地の整備対策を促進する。</p>		<p>第2節 地盤災害の予防</p> <p>1 土砂災害の防止</p> <p>災害発生時には、危険箇所や住宅造成地等で土砂災害が発生するおそれがある。市には、丘陵地の斜面など崩壊の危険性のある箇所が点在し、また、丘陵部では山腹崩壊のリスクもある。</p> <p>崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、被害が発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、危険箇所等の把握に努めるほか、急傾斜地及び崖地の整備対策を促進する。</p>	

現行	改正案
<p>また、警戒避難活動として、住民への土砂災害に関わる情報の周知、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の指定及び土砂災害に基づく避難勧告等を発令する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警戒避難体制の整備</p> <p>ア 住民への土砂災害に関わる情報の周知</p> <p>市は、土砂災害警戒区域等の住民に対し、日頃から地域の危険性を周知させ、自宅内での安全行動や周辺にある避難場所、避難路等について周知を図る。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等周辺地域に対する巡視、情報収集の手順を明確にするとともに、防災行政無線、広報車での巡回、戸別訪問等の複数の伝達手段を活用し、避難勧告等の伝達体制の強化を図る。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の指定</p> <p>土砂災害警戒区域内の要配慮者施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。</p> <p style="text-align: center;">＜資料編 9－1 要配慮者利用施設一覧＞</p>	<p>また、警戒避難活動として、住民への土砂災害に関わる情報の周知、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定及び土砂災害に基づく避難指示等を発令する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警戒避難体制の整備</p> <p>ア 住民への土砂災害に関わる情報の周知</p> <p>市は、土砂災害警戒区域等の住民に対し、日頃から地域の危険性を周知させ、自宅内での安全行動や周辺にある避難場所、避難路等について周知を図る。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等周辺地域に対する巡視、情報収集の手順を明確にするとともに、防災行政無線、広報車での巡回、戸別訪問等の複数の伝達手段を活用し、避難指示等の伝達体制の強化を図る。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定</p> <p>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。</p> <p style="text-align: center;">＜資料編 9－1 要配慮者利用施設一覧＞</p>

現行	改正案
<p>ウ 土砂災害に基づく避難勧告等の発令体制の整備</p> <p>市は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、直ちに<u>避難勧告</u>等を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準の設定に努める。また、市をいくつかの区域に分割し、<u>避難勧告</u>等の発令範囲をあらかじめ具体的に設定するように努める。</p> <p>市は、<u>避難勧告</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告</u>を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを、市は、住民に周知する。</p> <p>エ 自主防災組織の活動</p> <p>自主防災組織は、災害に関する情報や気象予報及び警報、<u>避難勧告</u>等の伝達、区域周辺の情報収集等、地域の実情に合った防災活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水害の予防</p> <p>7 避難体制の整備</p> <p>(3) <u>避難勧告</u>等の発令体制の整備</p> <p>水防法第15条に基づき、浸水想定区域に指定された地域への洪水予報等の情報伝達については、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定め、<u>避難勧告</u>等の発令体制の整備を</p>	<p>ウ 土砂災害に基づく避難指示等の発令体制の整備</p> <p>市は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、直ちに<u>避難指示</u>等を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準の設定に努める。また、市をいくつかの区域に分割し、<u>避難指示</u>等の発令範囲をあらかじめ具体的に設定するように努める。</p> <p>市は、<u>避難指示</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを、市は、住民に周知する。</p> <p>エ 自主防災組織の活動</p> <p>自主防災組織は、災害に関する情報や気象予報及び警報、<u>避難指示</u>等の伝達、区域周辺の情報収集等、地域の実情に合った防災活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水害の予防</p> <p>7 避難体制の整備</p> <p>(3) <u>避難指示</u>等の発令体制の整備</p> <p>水防法第15条に基づき、浸水想定区域に指定された地域への洪水予報等の情報伝達については、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定め、<u>避難指示</u>等の発令体制の整備を</p>

現行		改正案	
<p>図る。</p> <p>ア 伝達手段</p> <p>防災情報の伝達に当たっては、電話、FAX、防災行政無線、なりたメール配信サービス等を用いて、<u>避難勧告</u>等の防災情報を伝達する。</p> <p>イ <u>避難勧告</u>等の判断基準</p> <p><u>避難勧告</u>等の発令については、災害発生が想定される時点で的確に発令できるよう、河川水位や雨量等による定量的でわかりやすい判断基準を設定する。</p> <p>ウ <u>避難勧告</u>等の対象区域の指定</p> <p><u>避難勧告</u>等の伝達は、河川の洪水浸水想定区域に基づき、あらかじめ伝達対象とする区域を設定する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 風害の予防</p> <p>1 台風・竜巻等に関する知識の普及</p> <p>(1) 気象情報の確認</p> <p>(略)</p> <p>■気象情報の種類</p>		<p>図る。</p> <p>ア 伝達手段</p> <p>防災情報の伝達に当たっては、電話、FAX、防災行政無線、なりたメール配信サービス等を用いて、<u>避難指示</u>等の防災情報を伝達する。</p> <p>イ <u>避難指示</u>等の判断基準</p> <p><u>避難指示</u>等の発令については、災害発生が想定される時点で的確に発令できるよう、河川水位や雨量等による定量的でわかりやすい判断基準を設定する。</p> <p>ウ <u>避難指示</u>等の対象区域の指定</p> <p><u>避難指示</u>等の伝達は、河川の洪水浸水想定区域に基づき、あらかじめ伝達対象とする区域を設定する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 風害の予防</p> <p>1 台風・竜巻等に関する知識の普及</p> <p>(1) 気象情報の確認</p> <p>(略)</p> <p>■気象情報の種類</p>	
気象情報	内 容	気象情報	内 容

現行		改正案	
予 告 的 な 気 象 情 報	<p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、<u>24時間から2～3日</u>程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p>	予 告 的 な 気 象 情 報	<p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、<u>半日から1日</u>程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p>
雷 注 意 報	<p>積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</p>	雷 注 意 報	<p>積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</p>
竜 巻 注 意 情 報	<p>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</p> <p>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</p>	竜 巻 注 意 情 報	<p>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</p> <p>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</p>
竜 巻 発 生 確 度	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）</p>	竜 巻 発 生 確 度	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）</p>

現行		改正案	
ナウキャスト	可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。	ナウキャスト	可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。
(略)		(略)	
第6節 都市防災		第6節 都市防災	
7 建築物等の耐震化		7 建築物等の耐震化	
(3) 落下物防止対策		(3) 落下物防止対策	
「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年制定）に基づき、窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及や、所有者、管理者への改修・補修の指導を行い、改善を促進する。		「千葉県落下物防止 対策 指導指針」（平成2年制定）に基づき、窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及や、所有者、管理者への改修・補修の指導を行い、改善を促進する。	
(略)		(略)	
8 ライフライン施設等の耐震化		8 ライフライン施設等の耐震化	
(1) 上水道施設		(1) 上水道施設	
イ 他水道事業者による対策		イ 他水道事業者による対策	
① 他水道事業者では、成田ニュータウン地域（空港含む）に対し、以下のような対策を推進する。		① 他水道事業者では、成田ニュータウン地域（空港含む）に対し、以下のような対策を推進する。	

現行	改正案																								
<p>■成田ニュータウン地域（空港含む）の上水道施設の耐震化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成田ニュータウン地域への送水管路の耐震性強化及び当地区内の配水管路の耐震強化 ○ 成田給水場予備水源（井戸）による緊急給水拠点の確保 ○ <u>成田国際空港（株）における、水道用水供給事業体の送水管を利用したバックアップ（管網整備済）の連携</u> 	<p>■成田ニュータウン地域（空港含む）の上水道施設の耐震化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成田ニュータウン地域への送水管路の耐震性強化及び当地区内の配水管路の耐震強化 ○ 成田給水場予備水源（井戸）による緊急給水拠点の確保 ○ 水道用水供給事業体の送水管を利用した<u>成田国際空港へのバックアップ（管網整備済）</u> 																								
(略)	(略)																								
<p>第7節 防災体制の整備</p>	<p>第7節 防災体制の整備</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 687 510 730">項目</th> <th data-bbox="510 687 1099 730">担当（○主務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 730 510 810">1 市の防災体制の整備</td> <td data-bbox="510 730 1099 810">○市各部、関係業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 810 510 890">2 応援協力体制の整備</td> <td data-bbox="510 810 1099 890">○市各部、防災関係機関、事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 890 510 970">3 飲料水の給水体制の整備</td> <td data-bbox="510 890 1099 970">○市各部、他水道事業体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 970 510 1082">4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備</td> <td data-bbox="510 970 1099 1082">○対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1082 510 1264">5 応急医療体制の整備</td> <td data-bbox="510 1082 1099 1264">○健康こども部、消防本部、県、日本赤十字社千葉県支部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、<u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当（○主務）	1 市の防災体制の整備	○市各部、関係業者	2 応援協力体制の整備	○市各部、防災関係機関、事業所	3 飲料水の給水体制の整備	○市各部、他水道事業体	4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備	○対策本部事務局	5 応急医療体制の整備	○健康こども部、消防本部、県、日本赤十字社千葉県支部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、 <u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u> 、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 687 1384 730">項目</th> <th data-bbox="1384 687 1957 730">担当（○主務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 730 1384 810">1 市の防災体制の整備</td> <td data-bbox="1384 730 1957 810">○市各部、関係業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 810 1384 890">2 応援協力体制の整備</td> <td data-bbox="1384 810 1957 890">○市各部、防災関係機関、事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 890 1384 970">3 飲料水の給水体制の整備</td> <td data-bbox="1384 890 1957 970">○市各部、他水道事業体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 970 1384 1082">4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備</td> <td data-bbox="1384 970 1957 1082">○対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1082 1384 1264">5 応急医療体制の整備</td> <td data-bbox="1384 1082 1957 1264">○健康こども部、消防本部、県、日本赤十字社千葉県支部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、<u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当（○主務）	1 市の防災体制の整備	○市各部、関係業者	2 応援協力体制の整備	○市各部、防災関係機関、事業所	3 飲料水の給水体制の整備	○市各部、他水道事業体	4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備	○対策本部事務局	5 応急医療体制の整備	○健康こども部、消防本部、県、日本赤十字社千葉県支部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、 <u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u> 、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）
項目	担当（○主務）																								
1 市の防災体制の整備	○市各部、関係業者																								
2 応援協力体制の整備	○市各部、防災関係機関、事業所																								
3 飲料水の給水体制の整備	○市各部、他水道事業体																								
4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備	○対策本部事務局																								
5 応急医療体制の整備	○健康こども部、消防本部、県、日本赤十字社千葉県支部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、 <u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u> 、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）																								
項目	担当（○主務）																								
1 市の防災体制の整備	○市各部、関係業者																								
2 応援協力体制の整備	○市各部、防災関係機関、事業所																								
3 飲料水の給水体制の整備	○市各部、他水道事業体																								
4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備	○対策本部事務局																								
5 応急医療体制の整備	○健康こども部、消防本部、県、日本赤十字社千葉県支部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、 <u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u> 、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）																								

現行		改正案	
6 緊急輸送の環境整備	○企画政策部、シティプロモーション部、教育部、対策本部事務局、東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、芝山鉄道(株)	6 緊急輸送の環境整備	○企画政策部、シティプロモーション部、教育部、対策本部事務局、東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、芝山鉄道(株)
7 ボランティア活動環境の整備	○福祉部、(福)成田市社会福祉協議会、ボランティア団体	7 ボランティア活動環境の整備	○福祉部、(福)成田市社会福祉協議会、ボランティア団体
8 廃棄物処理体制の整備	○環境部	8 廃棄物処理体制の整備	○環境部
9 罹災証明書の交付体制の確立	○財政部、市民生活部	9 罹災証明書の交付体制の確立	○財政部、市民生活部
<p>1 市の防災体制の整備</p> <p>(7) 防災関係機関との連携体制の整備</p> <p>市は、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備</p> <p>(1) 食料及び生活必需物資の確保</p> <p>ア 備蓄意識の高揚</p> <p>住民、自治会、自主防災組織、事業所等に対して広報等により、各家庭・事業所における<u>3日分以上</u>の食料(レトルトのご飯、缶詰など。7日分を推奨。)及び非常時に持ち出しできる飲料水(ペットボトル入り)、家族構成や従業員構成を考慮した生活必需物資を備蓄することなど、備蓄意識の高揚を図る。</p>		<p>1 市の防災体制の整備</p> <p>(7) 防災関係機関との連携体制の整備</p> <p>市は、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。また、情報連絡員の役割について、日頃から理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備</p> <p>(1) 食料及び生活必需物資の確保</p> <p>ア 備蓄意識の高揚</p> <p>住民、自治会、自主防災組織、事業所等に対して広報等により、各家庭・事業所における最低3日分の食料(レトルトのご飯、缶詰など。7日分を推奨。)及び非常時に持ち出しできる飲料水(ペットボトル入り)、家族構成や従業員構成を考慮した生活必需物資を備蓄することなど、備蓄意識の高揚を図る。</p>	

現行	改正案
<p>イ 公的備蓄の整備</p> <p>市は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完するため、以下の事項に留意し、物資の備蓄体制の整備に努める。</p> <p>① 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。</p> <p>② 備蓄に当たっては、物資の特性、市内の各地区の人口、指定避難所の位置、浸水想定区域等の災害危険箇所を勘案し、集中備蓄又は分散備蓄を行う。</p> <p>③ 食料等耐用年数のある備蓄物資は、随時入れ替えを行う。資機材については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。</p> <p>また、<u>千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」</u>により、県、各市町村、防災関係機関において備蓄物資情報の共有化を図り、この活用策の習熟に努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 応急医療体制の整備</p> <p>(2) 医薬品等の確保</p> <p>市は、医薬品等を確保するため、<u>印旛保健所(印旛健康福祉センター)</u>、(公社)印旛市郡医師会、(公社)印旛郡市歯科医師会、(一社)印旛郡市薬剤師会等と連携して、医薬品等の備蓄に努</p>	<p>イ 公的備蓄の整備</p> <p>市は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完するため、以下の事項に留意し、物資の備蓄体制の整備に努める。</p> <p>① 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。</p> <p>② 備蓄に当たっては、物資の特性、市内の各地区の人口、指定避難所の位置、浸水想定区域等の災害危険箇所を勘案し、集中備蓄又は分散備蓄を行う。</p> <p>③ 食料等耐用年数のある備蓄物資は、随時入れ替えを行う。資機材については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。</p> <p>また、<u>「物資調達・輸送調整等支援システム」</u>により、県、各市町村、防災関係機関において備蓄物資情報の共有化を図り、この活用策の習熟に努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 応急医療体制の整備</p> <p>(2) 医薬品等の確保</p> <p>市は、医薬品等を確保するため、<u>印旛健康福祉センター(印旛保健所)</u>、(公社)印旛市郡医師会、(公社)印旛郡市歯科医師会、(一社)印旛郡市薬剤師会等と連携して、医薬品等の備蓄に努</p>

現行			改正案		
<p>める。また、民間事業者との災害時の医薬品等の提供に関する協定締結を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 避難体制の整備</p> <p>1 避難所等の指定・整備</p> <p>(1) 避難所等の種類</p> <p>(略)</p> <p>■市の避難所等の区分及び内容</p>			<p>める。また、民間事業者との災害時の医薬品等の提供に関する協定締結を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 避難体制の整備</p> <p>1 避難所等の指定・整備</p> <p>(1) 避難所等の種類</p> <p>(略)</p> <p>■市の避難所等の区分及び内容</p>		
区分	内容	指定主体	区分	内容	指定主体
① 指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所	市	① 指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所	市
② 指定避難所	地震の場合、震度6弱で一斉開設する市指定の避難所 災害の危険性がなくなるまで滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設	市	② 指定避難所	地震の場合、震度6弱で一斉開設する市指定の避難所 災害の危険性がなくなるまで滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設	市
③ 拠点指定避難所	情報集約や医療救護、福祉等の機能を強化させた避難所 災害に対して地域の拠点として優先的に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。	市	③ 拠点指定避難所	情報集約や医療救護、福祉等の機能を強化させた避難所 災害に対して地域の拠点として優先的に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。	市
④ 早期開設	早期避難を希望する市民が滞在する避難所	市	④ 早期開設	早期避難を希望する市民が滞在する避難所	市

現行			改正案		
避難所 (風水害時)	台風接近時や洪水・土砂災害等の警戒時に開設・運営する避難所で、市内 10 区域ごとに代表 1 施設を指定する。		避難所 (風水害時)	台風接近時や洪水・土砂災害等の警戒時に開設・運営する避難所で、市内 10 区域ごとに代表 1 施設を指定する。	
⑤ 一次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る避難所 市内に警戒レベル 4 <u>（避難勧告・避難指示〈緊急〉）</u> 等の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたときに状況に応じて順次開設する。早期開設避難所 10 箇所+市所管 37 施設を指定する。	市	⑤ 一次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る避難所 市内に警戒レベル 4 <u>避難指示</u> の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたときに状況に応じて順次開設する。早期開設避難所 10 箇所+市所管 37 施設を指定する。	市
⑥ 二次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る施設 避難生活者が多く、一次避難所の収容人員を上回る場合に開設する避難所で、市内の高等学校を指定する。	市	⑥ 二次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る施設 避難生活者が多く、一次避難所の収容人員を上回る場合に開設する避難所で、市内の高等学校を指定する。	市
⑦ 臨時避難所	多数の避難者の発生等により、指定避難所だけでは受入れが困難な場合、市所管施設であるが避難所として指定されていない臨時に開設する避難所	市	⑦ 臨時避難所	多数の避難者の発生等により、指定避難所だけでは受入れが困難な場合、市所管施設であるが避難所として指定されていない臨時に開設する避難所	市
⑧ 自主避難施設 (自主避難場所)	自主防災組織等の集合場所・活動拠点施設であり、指定緊急避難場所への避難の困難な避難者が、一時的に危険を回避するための施設 自主防災組織等と避難者が協力し、目視等の被害情報の収集、避難行動、地域	区 自治会 等	⑧ 自主避難施設 (自主避難場所)	自主防災組織等の集合場所・活動拠点施設であり、指定緊急避難場所への避難の困難な避難者が、一時的に危険を回避するための施設 自主防災組織等と避難者が協力し、目視等の被害情報の収集、避難行動、地域	区 自治会 等

現行		改正案	
	の応急対応を実施する拠点		の応急対応を実施する拠点
(略)		(略)	
第9節 情報収集伝達体制の整備		第9節 情報収集伝達体制の整備	
1 施設・設備の整備		1 施設・設備の整備	
(1) 現況		(1) 現況	
ウ 県の無線施設		ウ 県の無線施設	
① 県防災行政無線		① 県防災行政無線	
<p>県では、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、県庁と地域振興事務所、土木事務所、<u>健康福祉センター</u>等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等を、地上系、衛星系、移動系の通信網で結んでいる。</p>		<p>県では、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、県庁と地域振興事務所、土木事務所、<u>保健所（健康福祉センター）</u>等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等を、地上系、衛星系、移動系の通信網で結んでいる。</p>	
(略)		(略)	
第10節 要配慮者の安全確保のための体制整備		第10節 要配慮者の安全確保のための体制整備	
1 避難行動要支援者に対する対応		1 避難行動要支援者に対する対応	
(1) 避難行動要支援者支援計画の整備		(1) 避難行動要支援者支援計画の整備	
<p>避難行動要支援者の支援対策として、避難行動要支援者支援に関する「成田市避難行動要支援者支援計画」と、災害時等の場合に避難行動要支援者のもとへ駆けつけ、避難支援ができる者（以下「避難支援者」という。）、<u>避難先等を記載した「個別計</u></p>		<p>避難行動要支援者の支援対策として、避難行動要支援者支援に関する「成田市避難行動要支援者支援計画」、<u>避難支援等を実施するための基礎とする「避難行動要支援者名簿」及び</u>災害時等の場合に避難行動要支援者のもとへ駆けつけ、避難支援がで</p>	

現行	改正案																
<p><u>画</u>」(名簿・台帳)の整備を推進する。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>災害対策基本法第49条の10～<u>13</u>、第50条第2項及び第56条各項並びに内閣府の「避難行動要支援者の<u>避難</u>に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の<u>名簿</u>作成、<u>名簿</u>情報の利用及び提供、<u>名簿</u>情報の漏えい防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、次に定めるとおりとする。</p> <p>また、細目的な部分に関しては「成田市避難行動要支援者支援計画」に基づき対応する。</p> <p>ア 避難支援等関係者となる者</p> <p>避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得る。</p> <p>■ 避難行動要支援者名簿の提供先（避難支援等関係者）</p> <table border="1" data-bbox="241 1161 1084 1321"> <tr> <td><input type="radio"/> 区・自治会</td> <td><input type="radio"/> 成田市消防団</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 自主防災組織</td> <td><input type="radio"/> 成田警察署</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 民生委員</td> <td><input type="radio"/> 地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 成田市消防本部</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="radio"/> 区・自治会	<input type="radio"/> 成田市消防団	<input type="radio"/> 自主防災組織	<input type="radio"/> 成田警察署	<input type="radio"/> 民生委員	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/> 成田市消防本部		<p>きる者（以下「避難支援者」という。）<u>や</u>避難先等を記載した「<u>個別避難計画</u>」の整備を推進する。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成</p> <p>災害対策基本法第49条の10～<u>17</u>、第50条第2項及び第56条各項並びに内閣府の「避難行動要支援者の<u>避難行動支援</u>に関する取組指針」<u>「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」</u>に基づき、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成、<u>これらの</u>情報の利用及び提供、情報の漏えい防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、次に定めるとおりとする。</p> <p>また、細目的な部分に関しては「成田市避難行動要支援者支援計画」に基づき対応する。</p> <p>ア 避難支援等関係者となる者</p> <p>避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得る。</p> <p>■ 避難行動要支援者名簿の提供先（避難支援等関係者）</p> <table border="1" data-bbox="1115 1161 1957 1321"> <tr> <td><input type="radio"/> 区・自治会</td> <td><input type="radio"/> 成田市消防団</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 自主防災組織</td> <td><input type="radio"/> 成田警察署</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 民生委員</td> <td><input type="radio"/> 地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 成田市消防本部</td> <td><input type="radio"/> <u>個別避難計画作成等に携わるもので、市長が必要と認めるもの</u></td> </tr> </table>	<input type="radio"/> 区・自治会	<input type="radio"/> 成田市消防団	<input type="radio"/> 自主防災組織	<input type="radio"/> 成田警察署	<input type="radio"/> 民生委員	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/> 成田市消防本部	<input type="radio"/> <u>個別避難計画作成等に携わるもので、市長が必要と認めるもの</u>
<input type="radio"/> 区・自治会	<input type="radio"/> 成田市消防団																
<input type="radio"/> 自主防災組織	<input type="radio"/> 成田警察署																
<input type="radio"/> 民生委員	<input type="radio"/> 地域包括支援センター																
<input type="radio"/> 成田市消防本部																	
<input type="radio"/> 区・自治会	<input type="radio"/> 成田市消防団																
<input type="radio"/> 自主防災組織	<input type="radio"/> 成田警察署																
<input type="radio"/> 民生委員	<input type="radio"/> 地域包括支援センター																
<input type="radio"/> 成田市消防本部	<input type="radio"/> <u>個別避難計画作成等に携わるもので、市長が必要と認めるもの</u>																

現行	改正案
<p>イ 避難行動要支援者<u>の</u>名簿に掲載する者の範囲 (略)</p> <p>ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 避難行動要支援者に該当する者について、市が管理している住民基本台帳及び要介護認定情報、障害者手帳台帳等の情報を集約するとともに、必要に応じて、県等に情報提供を求め、その情報を入手する。 避難行動要支援者名簿の記載事項は、以下のとおりとする。 (略)</p> <p>エ 名簿の更新に関する事項 市は、避難行動要支援者名簿を原則として年1回更新する。 名簿情報を最新の状態に保つため、修正、削除及び新規追加については随時実施する。</p> <p>オ 名簿情報等の提供における情報漏えい防止措置 市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう、必要に応じて研</p>	<p>イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (略)</p> <p>ウ 名簿<u>及び個別避難計画の</u>作成に必要な個人情報及びその入手方法 避難行動要支援者に該当する者について、市が管理している住民基本台帳及び要介護認定情報、障害者手帳台帳等の情報を集約するとともに、必要に応じて、<u>本人や家族などの関係者及び</u>県等に情報提供を求め、その情報を入手する。 <u>なお、</u>避難行動要支援者名簿の記載事項は、以下のとおりとする。 (略)</p> <p>エ 名簿<u>及び個別避難計画の</u>更新に関する事項 市は、避難行動要支援者名簿を原則として年1回更新する。 名簿情報を最新の状態に保つため、修正、削除及び新規追加については随時実施する。 <u>また、避難行動要支援者の心身の状況が変化するため、地域における作成状況・取組の進捗状況を踏まえ、適時適切に個別避難計画の更新を行っていくこととする。</u></p> <p>オ 名簿情報等の提供における情報漏えい防止措置 市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報<u>等</u>を適正に管理するよう、必要に応じて研</p>

現行	改正案
<p>会等を実施し、個人情報の取扱いについて周知徹底を図るとともに、以下の点について避難支援等関係者に対し配慮を求める。</p> <p>(略)</p> <p>カ 円滑な避難のための情報伝達の配慮</p> <p>地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備する。</p> <p>なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、<u>「避難準備・高齢者等避難開始」</u>等の周知を図る。</p> <p><u>避難勧告</u>等の情報伝達は、複数の伝達手段を確保・活用し、情報を確実に伝達できる体制の整備に努める。次に情報伝達手段の一覧を示す。</p> <p>(略)</p> <p>ク 避難行動要支援者の個別計画の作成</p> <p>市は、災害時の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの<u>個別計画</u>の作成を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>修会等を実施し、個人情報の取扱いについて周知徹底を図るとともに、以下の点について避難支援等関係者に対し配慮を求める。</p> <p>(略)</p> <p>カ 円滑な避難のための情報伝達の配慮</p> <p>地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備する。</p> <p>なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、<u>高齢者等避難</u>の周知を図る。</p> <p><u>避難指示</u>等の情報伝達は、複数の伝達手段を確保・活用し、情報を確実に伝達できる体制の整備に努める。次に情報伝達手段の一覧を示す。</p> <p>(略)</p> <p>ク 避難行動要支援者の個別避難計画の作成</p> <p>市は、災害時の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、<u>優先的に作成する基準等を整理したうえで</u>、避難行動要支援者一人ひとりの<u>個別避難計画</u>の作成を推進する。</p> <p>(略)</p>

現行	改正案				
<p>第12節 大規模事故対策</p>	<p>第12節 大規模事故対策</p>				
<p>3 危険物等事故対策計画</p>	<p>3 危険物等事故対策計画</p>				
<p>エ <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u></p>	<p>エ <u>毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者</u></p>				
<p><u>毒物劇物製造業者</u>及び<u>輸入業者等</u>は、次に掲げる予防対策を行う。</p> <p>■<u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u>における予防対策</p>	<p><u>毒物劇物営業者</u>及び<u>届出が必要な業務上取扱者</u>は、次に掲げる予防対策を行う。</p> <p>■<u>毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者</u>における予防対策</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 568 456 715">毒物劇物取扱責任者の設置</td> <td data-bbox="456 568 1099 715"><u>毒物劇物を直接取扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u>、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。</td> </tr> </table>	毒物劇物取扱責任者の設置	<u>毒物劇物を直接取扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u> 、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 568 1330 715">毒物劇物取扱責任者の設置</td> <td data-bbox="1330 568 1971 715">毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。</td> </tr> </table>	毒物劇物取扱責任者の設置	毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。
毒物劇物取扱責任者の設置	<u>毒物劇物を直接取扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u> 、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。				
毒物劇物取扱責任者の設置	毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 715 456 911">管理体制の整備</td> <td data-bbox="456 715 1099 911"><u>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u>、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。</td> </tr> </table>	管理体制の整備	<u>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u> 、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 715 1330 911">管理体制の整備</td> <td data-bbox="1330 715 1971 911">毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。</td> </tr> </table>	管理体制の整備	毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。
管理体制の整備	<u>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u> 、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。				
管理体制の整備	毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 911 456 1058">施設の保守点検</td> <td data-bbox="456 911 1099 1058"><u>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u>、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。</td> </tr> </table>	施設の保守点検	<u>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u> 、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 911 1330 1058">施設の保守点検</td> <td data-bbox="1330 911 1971 1058">危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。</td> </tr> </table>	施設の保守点検	危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。
施設の保守点検	<u>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u> 、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。				
施設の保守点検	危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 1058 456 1204">教育訓練の実施</td> <td data-bbox="456 1058 1099 1204"><u>毒物劇物営業者は</u>、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。</td> </tr> </table>	教育訓練の実施	<u>毒物劇物営業者は</u> 、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1058 1330 1204">教育訓練の実施</td> <td data-bbox="1330 1058 1971 1204">危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。</td> </tr> </table>	教育訓練の実施	危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。
教育訓練の実施	<u>毒物劇物営業者は</u> 、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。				
教育訓練の実施	危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。				
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>				

現行	改正案
<p>8 大規模停電事故災害対策計画</p> <p>(4) 市民、民間事業者等の停電に対する備えの強化</p> <p>ア 停電により生じ得る危険</p> <p>停電により次のような危険があることについて理解し、回避するために備えるよう努めるものとする。</p> <p>① 設備や機器の機能喪失（特に生命の維持に直結するもの。 例：在宅医療における酸素ボンベ等）</p> <p>② 熱中症・低体温症等</p> <p>③ 車中泊等によるエコノミークラス症候群</p> <p>④ ロウソク等使用による失火</p> <p>⑤ 家電等における通電火災（復電時に起こる火災）</p> <p>⑥ 信号滅灯等による交通事故</p> <p>⑦ 給水ポンプ停止による断水（井戸・高層住宅等） 直結給水栓（散水栓等）や非常用給水栓が設置されている場合は、停電時でも活用できる場合がある。</p> <p>⑧ 断水解消後の濁り水</p> <p>イ 市からの広報等を入手する手段の事前確保</p> <p>停電時は、平常時において使用できる情報収集手段の一部が使用できなくなることが想定されるため、可能な限り多くの手段を事前に確保するよう努めるものとする。また、停電発生時の情報伝達・共有の方法として、自治会、自主防災組織、<u>民生委員</u>、避難所運営委員会等により、行うことを検討</p>	<p>8 大規模停電事故災害対策計画</p> <p>(4) 市民、民間事業者等の停電に対する備えの強化</p> <p>ア 停電により生じ得る危険</p> <p>停電により次のような危険があることについて理解し、回避するために備えるよう努めるものとする。</p> <p>① 設備や機器の機能喪失（特に生命の維持に直結するもの。 例：在宅医療における酸素ボンベ等）</p> <p>② 熱中症・低体温症等</p> <p>③ 車中泊等によるエコノミークラス症候群</p> <p>④ ロウソク等使用による失火</p> <p>⑤ 家電等における通電火災（復電時に起こる火災）</p> <p>⑥ 信号滅灯等による交通事故</p> <p>⑦ 給水ポンプ停止による断水（井戸・高層住宅等） <u>ただし</u>、直結給水栓（散水栓等）や非常用給水栓が設置されている場合は、停電時でも活用できる場合がある。</p> <p>⑧ 断水解消後の濁り水</p> <p>イ 市からの広報等を入手する手段の事前確保</p> <p>停電時は、平常時において使用できる情報収集手段の一部が使用できなくなることが想定されるため、可能な限り多くの手段を事前に確保するよう努めるものとする。また、停電発生時の情報伝達・共有の方法として、自治会、自主防災組織、<u>民生委員・児童委員</u>、避難所運営委員会等により、行う</p>

現行	改正案
<p>する。</p> <p>なお、市からの広報は、次のうちから必要に応じて選択して発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災行政無線 ② 市ホームページ ③ なりたメール配信サービス、緊急速報メール ④ SNS <p>(略)</p> <p>エ 備蓄の確保</p> <p>家庭や事業所等における備蓄については、「災害応急対策編 第1章 第7節 4食料、生活必需物資等備蓄体制の整備」に準じ、食料、飲料水その他の生活必需品など避難生活に必要な物資を最低3日（7日分を推奨）の備蓄に努める。</p> <p>なお、停電に対する備えとしては次のような物資が想定される。</p> <p>(略)</p>	<p>ことを検討する。</p> <p>なお、市からの広報は、次のうちから必要に応じて選択して発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災行政無線 ② 市ホームページ ③ なりたメール配信サービス、緊急速報メール ④ SNS <p>(略)</p> <p>エ 備蓄の確保</p> <p>家庭や事業所等における備蓄については、「共通編 第2章 第7節 4食料、生活必需物資等備蓄体制の整備」に準じ、食料、飲料水その他の生活必需品など避難生活に必要な物資を最低3日（7日分を推奨）の備蓄に努める。</p> <p>なお、停電に対する備えとしては次のような物資が想定される。</p> <p>(略)</p>

現行	改正案																				
<p>第3章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 住民生活安定のための緊急措置</p> <p>1.1 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>(2) 制度の対象となる被災世帯</p> <p>ア 住宅が全壊した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>(3) 支援金の支給額</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">住宅の被害程度</td> <td style="width: 15%;">全 壊</td> <td style="width: 15%;">解 体</td> <td style="width: 15%;">長期避難</td> <td style="width: 15%;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	<p>第3章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 住民生活安定のための緊急措置</p> <p>1.1 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>(2) 制度の対象となる被災世帯</p> <p>ア 住宅が全壊した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p><u>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u></p> <p>(3) 支援金の支給額</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">住宅の被害程度</td> <td style="width: 15%;">全 壊</td> <td style="width: 15%;">解 体</td> <td style="width: 15%;">長期避難</td> <td style="width: 15%;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊																	
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																	
住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊																	
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																	

現行				改正案			
■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円	支給額	200万円	100万円	50万円
<p>※一旦住宅を賃借したあと、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p> <p>(略)</p>				<p>※一旦住宅を賃借したあと、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p> <p><u>※中規模半壊は加算支援金のみ。上記の金額の1/2を支給する</u></p> <p>(略)</p>			